

〔入賞診断指導事例〕

粘着紙等製造工場の安全衛生診断指導事例

労働衛生コンサルタント 坂 口 繁 一

1. 事業の概要

診断指導を実施した事業場の概要は次の通りである。

- (1) 業 種：化学工業
- (2) 主要製品：粘着紙等の製造
- (3) 労働者数：約70名
- (4) 所 在 地：兵庫県

2. 依頼の端緒または経緯

当事業場は衛生管理特別指導事業場（衛特事業場）の指定を受けており、コンサルタントによる安全衛生診断についても、労働基準局より指定を受けており、その実施がコンサルタント会兵庫支部を通じて、筆者に指示されたので受諾し、診断指導を実施した。

3. 衛生管理上の問題点

早速事業場に赴き、工場長及び事務課長に面談、工場の概要、衛生のみならず、安全等についても、つぶさにその実情をお聞きし、工場内を詳細に巡視した。

その結果、施設、設備及び原材料等のハード面、安全衛生管理体制及び安全衛生教育等のソフト面についてもいくつかの問題点を見い出した。

(1) 施設及び設備の問題点

全般的に作業環境管理面の向上に対する意欲は見られるが、細部については、更にきめの細かい配慮が必要と思われる。

塗装機及び混合機に局所排気装置は設置されて

いるが、不適切な点が見られた。いずれの局所排気装置も外付け式をとっているが、排気効果は十分とは言えない。

法定の作業環境測定は平成9年以降実施されておらず、その結果を見ても一部に第2管理区分が見られる。

また日常の点検及び年1回の定期自主検査は実施されておらず、機器の細部について不具合が見られた（例えばフードとダクトの接合不良）。

また各工室の機器のレイアウトは、ほぼ適切であるが、一部に作業性の面から見て適切を欠いている点もあり、気になった。

(2) 安全衛生管理体制等の問題点

当事業場は、経営トップや管理監督者の安全衛生に対する意識は比較的高く、更にその向上に対する努力は認められたが、その成果は充分にあらわれないように思われた。

次のような問題点が認められた。

① 「会社安全衛生管理規程」は作成されているが、各職制等の安全衛生に関する責任と権限が明確化されておらず、本規程が第一線労働者まで周知徹底されていない。残念ながら規程が実態とかけはなれており、有効に運用されていない。

② 衛生管理者は選任されているが、事業場の実態を見ると、活発な活動は見られない。

週1回以上の作業場巡視についても確실히行われていないようで、巡視記録も見られなかった。

③ 安全衛生委員会は設置されているが、その規程はなく、また委員の構成も適切さを欠いている。すなわち委員は管理監督者に偏っており、法

定の労働者の過半数を代表する者の推せんに基づいて指名された委員は見られない。

また産業医も委員として指名されていない。委員会の議事録は作成されているが、その内容を見ると、極めて形式的で、事業場内の安全衛生上の掘り起しも十分とは言えず、その対応も不十分で、対応後のフォローもなされていない。

④ 産業医は健診を依頼している機関の医師に依頼しているが、工場内の巡視も実施しておらず、先に述べたように安全衛生委員会への出席もなく、遺憾ながら実際の活動は何等行われていないようである。

(3) 安全衛生教育の問題点

外部機関（例えば地域基準協会等）主催の教育に従業員を出席させているが、そのフォローがなされていない。すなわち帰社後、朝礼時等を利用して全員に報告する機会等は与えられておらず、教育時配布されたテキスト等は、机の引き出しにしまわれたまま後刻殆んど利用されることもない。きびしい表現かも知れないが、こうした教育では、時間と経費の無駄と言われても仕方がないように思う。

また基準協会等から送られてくる教育資料等は、管理監督職の間で回覧するのみで、これらは活用されていない。それらを利用して朝礼時等に教育が行われているということもない。

4. 診断指導の内容、 改善計画及びその推進

(1) 施設及び設備等

塗装機及び混合機等の局所排気装置については、一部の外付け式のもので技術的に可能なものについては、囲い式（ブース型）に改善し、排気効果を高めるように進言した。

また混合機は、何れもドラム缶を利用しているが、その底にキャリヤーをつけ、簡易に移動を可能とする。混合は密閉した状態で実施するので、問題はないが、混合槽を開放し、原材料を投入する際、あるいは混合作業終了後、内容物を他の容器に取り出す際には、多量の有機溶剤の蒸気が揮

発するので、壁際に囲い式局排のブースを取りつけ、混合槽をその個所内に移動し、作業を行えば、揮発した蒸気はブース内から外部へ排出するようになるので、その配慮をおすすめした。

本方式は、まず一基試験的に設置して、稼動し、その効果を確認した上で、他の混合槽にも応用するようにしたいと考えている。

そのため、改善した作業場所については、暫時休止していた作業環境測定の実施をするよう進言した。

一部本形式を採用すると、極めて作業性の悪くなるものがあるので、それについて、どのような対応をするか検討中である。

また局所排気装置の日常点検は、チェックリストを作成し、それによって実施することとし、1年1回法定の定期自主検査は、工務部門で実施することとし、必要器具（熱線風速計等）の購入をすることとし、十分その技術を習得した上で実施するようにした。

技術の習得は作業環境測定を依頼している機関にそれに習熟した者が所在しているので、彼に最初のみ実施方法の教示を受け、その技術を習得した後は自主的に実施することとした。それが無理であれば筆者がその指導をしたいと考えている。

(2) 安全衛生管理体制等

診断者が当事業場の実情を見て、各職制等の安全衛生に関する責任と権限を明確化した当事業場の実情に即した「安全衛生管理規程」（A 4判で10数ページ）の原案を作成し、各担当の意見も聞いて修正し、安全衛生委員会の審議を経て工場長に諮問し、その承認を得て、直ちに施行した。

その徹底をはかるために、各職場において全文を全員に紹介、それを冊子にして各職場に備えつけ誰でも閲覧出来るようにした。将来は他の規程を含めた小冊子とし、全員に配布の予定である。

また「安全衛生委員会規程」も筆者が原案を作成し、前規程と同様の経路を経て施行した。

委員会は改組し、その委員の半数については、法定の通り労働者の過半数を代表する者の推せんに基づいて工場長が指名した。

また産業医についても委員として指名し、その職務を果してもらうこととした。しかし残念ながらその後も委員会には出席していただけていないようである。

従って本件については、現産業医に重ねて依頼し、それが達成出来ないようならば、地元の医師会に相談し、日本医師会の認定産業医を推せんしてもらい、交代していただくようにおすすめしている。

安全衛生委員会は、筆者が最初にオブザーバーとして出席し、本委員会を当事業場の安全衛生の活性化に役立てるよう運営方式についてアドバイスした。

しかし1回程度では、十分な成果が期待出来ないようならば、事業場の希望により、何時でも出席する旨、申し入れている。

筆者が事業場の希望によって、毎回の委員会に、10年近くにわたって出席し、あらゆる角度からその活性化をお手伝いしている事業場があるが、多かった労働災害もここ数年来皆無となり、衛生面、環境面もよく整備され、明るい事業場の形成に大きく役立っていると喜ばれている事実もある。

衛生管理者については、毎週1回作業場巡視を確実に実施するように指導した。その際の参考とするために、筆者が著した『産業医、衛生管理者のための作業場巡視時のチェックポイント』(姫路市医師会発行)等を活用するようにすすめた。また1名では、十分な活動が難しいので、新進気鋭の若い人を選び出し、筆者が定期的に主催する受験講習会に出席してもらい、1回で合格させ、活動を開始させた。

(3) 安全衛生教育

安全衛生教育は、従業員の血となり肉となって、教育を受けたその日から現業に役立つものでなければならない。

そのためには外部の研修会に出席した結果報告を確実に実施するよう指導した。「このような話を聞いたが、当事業場では、このように応用したらどうか」等の意見等も発表させるようにし、教育を受けた後のフォローを確実に行うようにさせた。

また安全教育はスポットで実施しても極めてその効果が薄いので、朝礼を利用して毎日継続して実施する「全員の輪番制司会による朝礼」の実施をおすすめした。

これは朝礼の司会を職場全員の輪番制とし、その際、何か一言、安全衛生に対するコメントをしてもらうようにする。例えば、「昨日午後、A機の運転をしていたらこのようなヒヤリ、ハットがあった。その原因はこのように思うので、このような対応をとりたい。これについて皆さんの御意見をお聞きしたい。どうですか。何かありませんか。」

このようなヒヤリ、ハットをテーマにしてもよいし、他の広い意味の安全衛生に関する問題について話題にしてもよい。

自分が全員の前で、安全衛生についてコメントすれば、日常の業務においても不安全なことを慎しむようになるし、不安全、不衛生な問題があれば、放置しないで是正するようになる。これが狙いで、このようにして、毎日継続して実施してゆけば、スポットで実施する教育よりも職場の安全衛生意識の向上におおいに役立ち、極めて立派、かつ効果的な安全衛生教育となる。

司会に立ってもコメントするテーマがなければ困るので、筆者が作成した60編のコメント例『安全衛生一言集』A及びBをお渡しし、テーマのない時には、そのなかの一編を選び出し、読み上げるような形で利用してもらうようにした。「人の前で話をするのはまっぴら」という人も多く、実施については、相当の抵抗のあった職場も見られたが、これらは少し長い目で見て実施をおすすめすることが肝要と思われる。

筆者が過去に診断等を実施した事業場については、こうした朝礼を利用した安全衛生教育を毎日継続実施することをおすすめしている所が多いが、素直に実施に踏み切られた事業場の多くは、安全衛生意識の向上に役立ち、災害防止につながったと、喜ばれている所が多いようである。

(4) 『安全衛生一坪運動』の展開

これも安全衛生教育の一環であるが、診断時お

すすめたのは、『安全衛生一坪運動』の展開である。

当事業場の職場を見て、感じたのは、職場内の整理整頓は良好とは言えず、また不具合な作業環境もそのまま無関心に放置されているという事実であった。

そこで、診断後、時間をいただいて全員の労働者を対象に、安全衛生教育を事例等を挙げて、多くの方にわかり易く実施した。その際、全員の方におすすめしたのが本運動の展開である。一人ひとりの労働者が、しっかり目を光らせて、自分の働いている周辺をよく見ていただき、作業環境面に問題があれば、自分で是正する。整理整頓等も自分の意志で確実に出来るはずであり、そうした習慣を十分に身につけてもらうように働きかけた。勿論実施した事項は確実に上司に報告させるし、各自で実施が困難な問題は上司に進言し、解決をはかることとした。

職場全体の労働者がそのような考え方で、仕事を進めてもらえば、安全衛生のみならず、品質の改善や能率の増進にも成果が期待出来るものである。

この運動を継続して実施するためには、その職場の管理監督者が率先して、リーダーシップを持って進める努力が大切である。

当事業場の場合、筆者のすすめで、全国安全週間の第一日にこの運動をキックオフさせた。

管理監督者の熱心な職場では、直ちに定着化してきたが、まだ十分に展開出来ない職場も見られる。そうした職場について、管理監督者を督励しているが、まだ十分なレスポンスが得られないの

は遺憾であり、今後更に格段の努力をすることが必要と思われる。

5. む す び

当事業場とは御縁を得て、診断を実施させていただく機会を得たが、トップの工場長にもお話し申し上げ、この御縁を大切にして、今後安全衛生面の推進のお手伝いをさせていただきたいとお願いした。

設備についての改善は途中の過程であり、早急に具体化してその成果をあげることが肝要である。また、安全衛生委員会を活性化し、その成果を上げるには、きめの細かい努力が必要であり、安全衛生教育の日常化のための全員の輪番制による朝礼もまだ完全に軌道に乗っているとは言い難い。

また『安全衛生一坪運動』も全事業場に展開していないが、積極的に実施されている職場では、その成果も確認されてきている。この事業場はトップ、それに管理監督者が意欲的な方が多く、筆者の進言に従って、あらゆる面で熱心に取り組んでいただいているので、次第にその成果が期待出来ると思われる。

今回の診断制度による筆者の診断指導が、当事業場の安全衛生の向上に役立てば、これにまさる喜びはない。

なお、生意気なことを言うようで恐縮だが、こうした診断は当初、事業場にとっては、わずらわしいものと思われがちだが、結果として実施してもらってよかった、と喜ばれる親身な魂の入ったものにする努力が、私達コンサルタントに必要と思われる。

労働安全・衛生コンサルタント表示運動

本会では、平成11年度からの新しい運動として、「労働安全・衛生コンサルタント表示運動」を実施しています。

会員コンサルタントが、出版物等にその職・氏名を表示する際には、「労働安全又は労働衛生コンサルタント」の肩書を必ず表示しましょう。